

# 静岡県中小企業等事業継続応援金交付要綱

## 第1 趣旨

知事は、令和4年1月27日から3月21日に適用されたまん延防止等重点措置に伴う、飲食店への営業時間短縮要請及び酒類提供停止の要請並びに不要不急の外出自粛等(以下「要請等」という。)の影響を受けた県内中小企業等の事業継続を支援するため、売上が減少した中小企業等に対し、予算の範囲内において事業継続応援金(以下「応援金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

## 第2 定義

- (1) この要綱において「中小法人等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 資本金又は出資の総額(以下「資本金等」という。)10億円未満の法人
  - イ 資本金等が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下の法人
- (2) この要綱において「個人事業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 個人で開業し、主たる収入を事業所得で確定申告した個人事業者
  - イ 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入として、雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者
- (3) この要綱において「まん延防止等重点措置」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第31条の4第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置をいう。
- (4) この要綱において「協力金」とは、静岡県が実施する「静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」(令和4年1月27日から3月21日に実施されたまん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業等に対する協力金)をいう。
- (5) この要綱において「事業復活支援金」とは、国が実施する支援金で、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売上が大きく減少している中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者に対して、令和3年11月から令和4年3月までの期間における影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使える支援金を迅速かつ公正に給付することを目的とした制度をいう。

## 第3 交付対象

- (1) 交付対象となる事業者は、静岡県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人等又は個人事業者等であって、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するものとする。
  - ア 事業復活支援金の申請(受給)を行っていないこと、かつ、まん延防止等重点措置に伴う飲食店への時間短縮要請の対象施設を経営する事業者ではないこと。
  - イ 令和3年12月31日以前から事業による売上を得ており、今後も事業を継続する意思が認められること。
  - ウ 令和4年2月又は3月(以下「対象月」という。)の月間売上が、要請等の影響により、平成31年、令和2年又は令和3年(以下「比較年」という。)の同月(以下「比較月」という。)比の月間売上と比較して20パーセント以上30パーセント未満(以下「売上減少範囲」という。)減少していること。ただし、対象月及び比較年の同月の月間売上については、新型コロナウイルス感染症対策として、国や地方公共団体から支給された支援金、給付金等の給付額を除いて算出するものとする。

- エ 申請者は、令和3年12月31日時点において、次のいずれかを満たす者であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。
- a 中小法人等であること。なお、基本金を有する法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「基本金の額」と、一般財団法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えるものとする。
  - b 個人事業者等であること。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は交付対象には該当しないものとする。
- ア 国及び法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
  - ウ 政治団体
  - エ 宗教上の組織若しくは団体
  - オ 暴力団排除条例(平成23年静岡県条例第25号)に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者
  - カ 静岡県中小企業等応援金の返還を命ぜられたにもかかわらず、返還を行わない者
  - キ 上記に掲げる者のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認める者
- (3) 売上減少範囲を除き、創業の時期その他の事情により、(1)の規定により難しい場合における取扱いは、知事が別に定める。

#### 第4 交付額

交付額は、第3に規定する申請者に対して、予算の範囲内において、以下の額を交付する。  
なお、交付は各対象月につき、1事業者1回限りとする。

- ア 中小法人等 10万円
- イ 個人事業者等 5万円

#### 第5 交付の申請

- (1) 提出書類
- ア 申請書(様式第1号)
  - イ 誓約書(様式第2号)
  - ウ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限  
別に定める日まで

#### 第6 申請の取下げ

申請の取下げは、様式第3号を提出するものとする。

#### 第7 交付の決定及び確定等

- (1) 知事は、第5に規定する申請書類の提出があったときは、内容審査を行い、適当と認めるときは、応援金の交付決定及び額の確定を行い、その金額を交付する。
- (2) (1)の規定による応援金の交付決定及び額の確定通知は、様式第4号により行うものとする。
- (3) (1)の規定により、不適当と認められたときは、応援金の不交付決定を行い、交付しない。
- (4) (3)の規定による応援金の不交付決定通知は、様式第5号により行うものとする。

## 第8 応援金の返還

- (1) 知事は、申請者が応援金の申請時に誓約した内容に違反したと認められるとき、応援金の交付決定を取り消すことができる。
- (2) 知事は、(1)の規定により、応援金の交付決定を取り消した場合において、既に応援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (3) 応援金の交付を受けた後において、事業復活支援金、協力金及び他都道府県における同様の一時金等の給付を受けた者は、速やかに知事に報告しなければならない。
- (4) 知事は、(3)の報告があった場合には、必要に応じて、応援金の返還を命ずるものとする。

## 第9 加算金及び延滞金

- (1) 申請者は、第8(1)により応援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、応援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該応援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた応援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた応援金の額に充てられたものとする。
- (3) 申請者は、応援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

## 第10 帳簿及び証拠書類の保存

- (1) 申請者は、第5に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。
- (2) 申請者は、(1)の帳簿及び証拠書類を交付を受けた日の属する年度の終了後7年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

## 第11 検査及び報告

- (1) 知事は、応援金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。
- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

## 第12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

### 附 則

この改正は、令和4年2月22日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月12日から適用する。